

日本スポーツ振興センター 譲る

「災害給付の手続き」について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、学校管理下で、生徒の災害(負傷・疾病・障害または死亡)が発生したときに、災害共済給付が行われる共済制度です。総医療費の3/10と、見舞金として1/10が支給されます。この度のお子さんの災害につきましては、学校管理下の災害となりますので、早速手続きを行いたいと思います。つきましては、下記の書類をそろえて、提出していただきますようお願いします。

尚、初診から治癒までの医療費の自己負担総額が1,500円以上(点数が500点以上)のものが対象です。1,500円以下の場合のみ、市の「こども医療費助成制度」対象となります。

※毎月、月末締めで手続きを行っています。書類がそろいましたら、お早めに学校へ提出ください。給付金のお支払いは、おおむね2ヶ月後となります。

1 医療等の状況、調剤報酬明細書

治療や調剤を受けた病院に提出し、記入してもらってください。受診した月ごとに証明を受ける必要がありますので、治療が2ヶ月以上になる場合は、お申し出ください。

2 領収書(原本)

市の「こども医療費助成制度」は使用できません。一旦窓口で支払うことが必要となります。そのときに発行された領収書(原本)を提出してください。領収書を紛失された場合は、保健室へお知らせください。

3 請求書

記入例に沿って記入し、学校へ提出してください。給付金の支払いは、市の教育委員会を通して口座に振り込まれます。後日、学校に「振込み」の連絡が入りますので、そのときに振込予定日をお知らせします。請求書は、申請を行う月ごとに必要です。

4 その他の書類： 下記の場合、別に書類をお渡ししますのでお申し出ください。

○整骨院・あんまマッサージ指圧師・鍼灸師に通院した場合

医療等の状況(柔道整復師)

○治療用装具を必要としたとき・輸血を受けた場合

治療用装具・生血明細書(装具の領収書のコピーを添付してください。)

○請求点数が、7000点以上の場合

高額療養状況の届(該当の場合、ご説明いたします。)

問い合わせ先

合志市立合志楓の森小学校

保健室 山下

TEL: 096-245-6638